

「地域とともにある学校づくり」をめざした『学校』と『地域』の連携・協働のイメージ図

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

学校 地域

地域学校協働活動

定義

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のこと

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- **教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要です。

想定されるメンバー(学校や地域の実情に応じて)

- ・PTA関係者・経験者・地域住民・学識経験者
- ・地域学校協働活動推進員・民生委員・保護者代表
- ・当該校校長・地域連携担当

協議・熟議の場

学校運営協議会では、それぞれの取組(活動)について

- ☑ 何を目的・目標にして行うのか?
- ☑ どのように行うのか?(効果的な手段は?)
- ☑ 学校の「教育課程」とどう関連付けるのか?

等を明確にすることが重要です。

→協議・熟議の必要性

実動担当

地域学校協働本部(活動)は3つの要素

- ☑ コーディネート機能
- ☑ 多様な活動
- ☑ 継続的な活動

を充実させ、
☑ 幅広い地域住民や団体等の参画を得るための工夫を行うこと

が重要です。

→地域学校協働活動推進員等の役割の明確化

地域学校協働活動

- 協働活動** 地域人材育成、協働学習、協働防災訓練、学習・部活動支援、環境整備、登下校の見守り等
- 放課後等の学習支援** 放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動等
- 体験活動** 社会奉仕活動体験、自然体験活動、職場体験等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 学校運営協議会の設置が努力義務に
- 学校運営に必要な支援についても協議する
- 学校運営協議会の委員に、地域学校協働活動推進員
その他対象学校の運営に資する活動を行う者を追加

社会教育法

- 地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備する
- 「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備

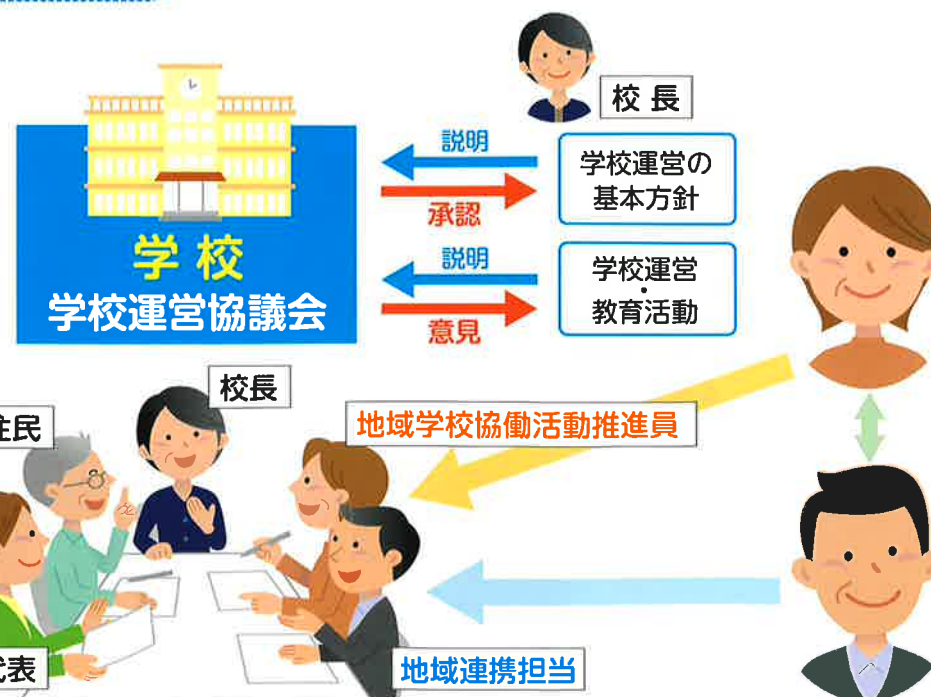
「地域学校協働活動推進員」とは、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う者で、教育委員会が委嘱します。

想定される対象者

- ・地域コーディネーター/統括コーディネーター
- ・PTA関係者・経験者・退職教職員
- ・公民館等社会教育施設関係者

熟議のテーマ

- 防犯・防災
- いじめ・不登校
- 地域貢献
- 地域課題解決学習
- キャリア教育
- 学力向上



地域学校協働活動推進員 (地域コーディネーター)

- 地域住民と学校との情報共有
- 協議結果に関する情報提供
- 活動を行う地域住民への指導助言

地域連携担当 (教職員)

- 校内・学校間(校区間)・教育委員会との連絡・調整
- 校内教職員等のニーズの把握
- 地域や保護者、関係機関との窓口など

